

仕事と家庭を両立しやすい 職場環境を目指して

えひめ子育て応援企業をきっかけに。

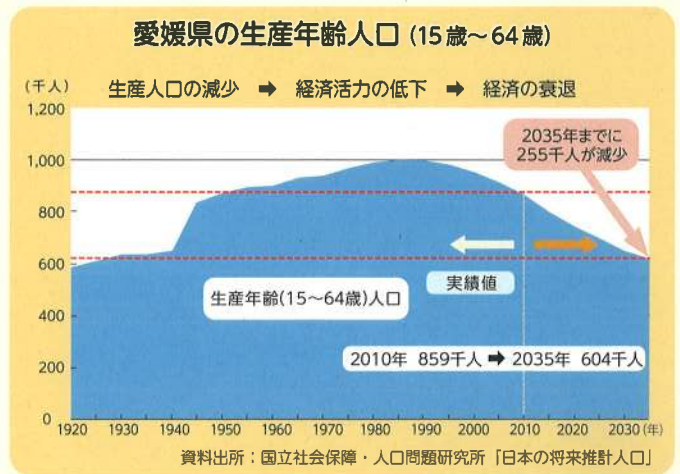
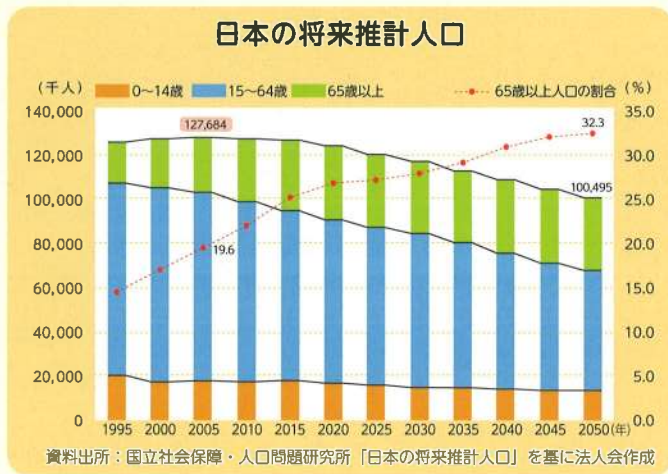


「えひめ子育て応援企業」 認証制度とは？

- 愛媛県が仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む中小企業を認証・PR
- 県内に本社または主たる事業所を置く、常時雇用する労働者が300人以下の法人、組合等が対象
- 企業からの申請により、基準を満たすと認証

どうして「えひめ子育て応援企業」認証制度ができたの？

～ますます進む少子化への対策～



少子化の原因

- 晩婚化・未婚化 → 出産機会の減少
- 核家族化 → 出産・子育ての環境の変化
- 雇用環境の変化 → 共働きの増加

- 生産年齢人口(労働力)の減少
- 地域経済・企業の衰退・内需減
- 社会保障費の増大

次世代育成支援対策推進法

改善策のひとつとして「国」が平成15年公布、17年全面施行
国や地方自治体だけでなく、企業にも働き方の見直しなどを進めるための計画（一般事業主行動計画）が義務付けられました。



国（厚生労働省）認定のマーク
(愛称 くるみん)

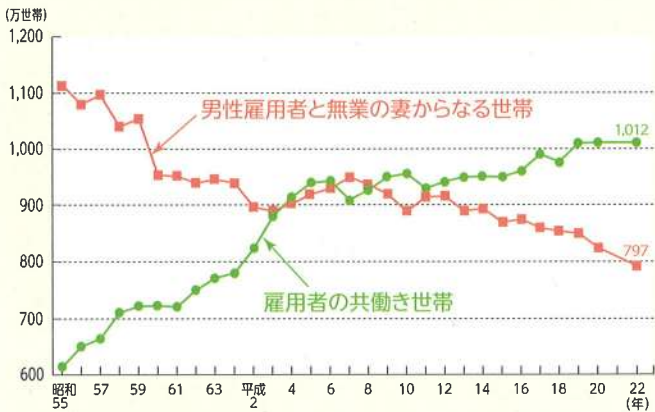
愛媛県が、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを推進するため、平成19年に「えひめ子育て応援企業」認証制度がはじまりました。



なぜ今、企業が「仕事と家庭の両立」を支援するのでしょうか？

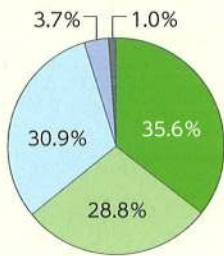
共働き世帯の推移

共働き世帯は専業主婦世帯より多くなり、仕事と家庭の両立がさらに必要となってきました。



資料出所：男女共同参画白書H21版「共働き世帯数の推移」を基に法人会作成

県内企業の「従業員の仕事と家庭の両立について」の問題意識



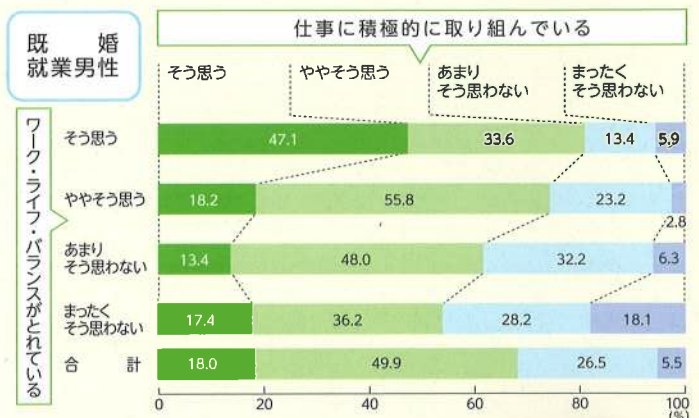
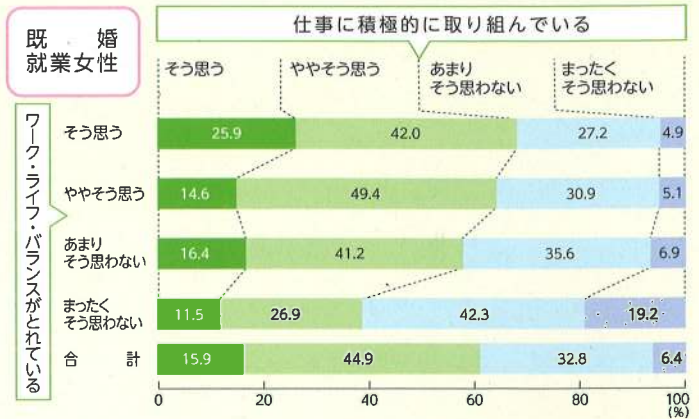
資料出所：H21経済センサス基調調査「仕事と家庭の両立に関する雇用環境調査」

WLB実現度と仕事への意欲

WLBが図られている人は仕事への意欲が高い傾向にあります。

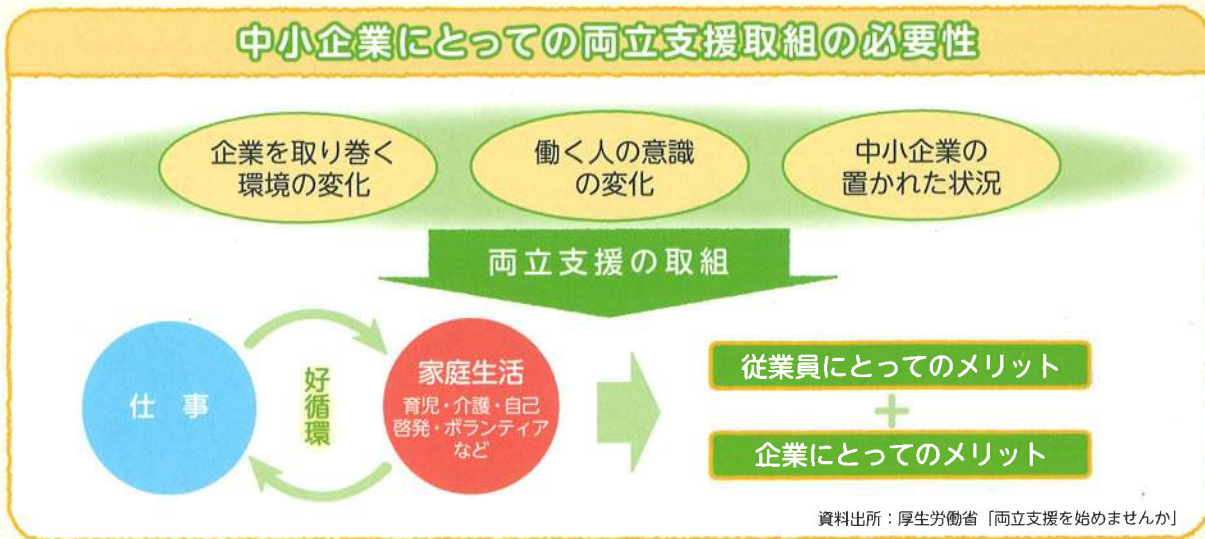
※WLB=ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスとは、私生活の充実により仕事が進み、仕事が進むことによって私生活も潤うという「仕事と生活」の相乗効果を高める考え方です。



資料出所：厚生労働省「仕事と育児を両立しやすい職場環境を目指して」

中小企業にとっての両立支援取組の必要性



資料出所：厚生労働省「両立支援を始めませんか」



両立支援の正しい理解とは？

✕ 第一の誤解：子育てしていない従業員には、メリットがない

→ ○ 正しい理解：**両立支援は、あらゆる従業員にメリットがある**

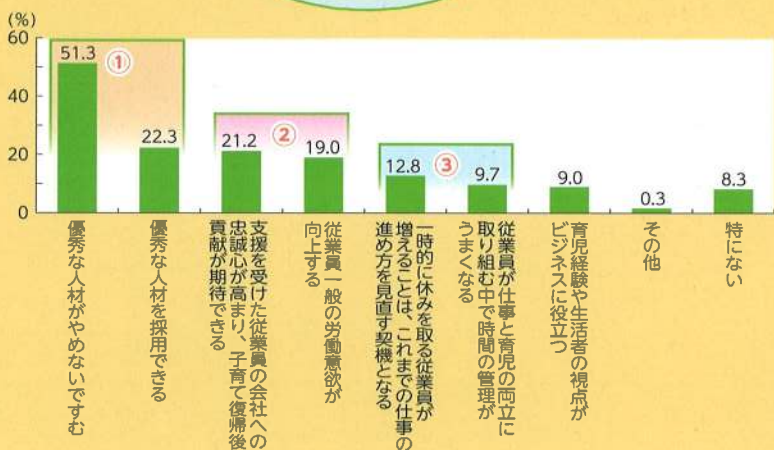
両立支援は「子育て中の従業員」だけを支援するものではありません。
両立支援は、すべての従業員にとって「働きやすい環境」を作ることです。

✕ 第二の誤解：両立支援は、コストがかかって企業にメリットが少ない

→ ○ 正しい理解：**両立支援は、ハイリターンが約束されている投資**

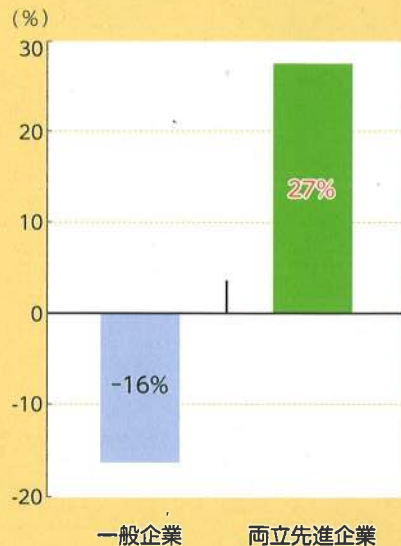
両立支援に取り組む企業は、中長期的に見て売上が伸びています。

両立支援が、企業業績に与えるプラス面



資料出所：中小企業庁「中小企業における次世代育成支援・両立支援の先進事例集」を基に法人会作成

1992-2002年売上高の伸び



※「両立先進企業」とは、次世代育成支援・両立支援に関する50項目に及ぶ企業データをもとに、合計ポイントが多い企業トップ120。

資料出所：経済産業省「企業活動基本調査」各年度版

効果の3段階グラフ



資料出所：中小企業庁「中小企業における次世代育成支援・両立支援の先進事例集」を基に法人会作成

こんな声が届いています

両立支援に取り組み始めて…

- 従業員の定着率が上がった。
- 職場風土作りになくはならないものと実感した。
- 以前より人を大切にするようになった。
- ムダを省くようになった。
- 時間管理がうまくなった結果、残業が減り、業務効率がUPした。
- モチベーションがUPし、家族と過ごす時間が増えリフレッシュできるようになった。
- 助け合う雰囲気生まれた。





我が社も
応援企業に
なりたい!

えひめ子育て応援企業への道!

認証企業
募集中!

企業

STEP 1

一般事業主行動計画をつくりましょう。

【計画内容】

計画期間・目標・目標達成のための対策
策定後は、行動計画を実施しましょう。



STEP 2

育児・介護休業法にもとづいた制度を
就業規則に整備しましょう。

【制度】

育児休業制度・介護休業制度
子の看護休暇制度・介護休暇制度
短時間勤務等の措置・所定外労働の制限
時間外労働の制限



STEP 3

応援企業認証を申請しましょう。

【必要書類】

- ①申請書 (A4 1枚)
- ②一般事業主行動計画 (様式自由)
- ③労働局へ提出した一般事業主行動計画策定届のコピー
- ④育児休業規則・労使協定・就業規則等のコピー
- ⑤パンフレット等の会社概要

認証サポーターが
お手伝いいたします

行動計画目標例

- 育児・介護休業法に基づく育児休業等の両立支援制度の周知を行う。
 - 子どもの出生時に父親が取得できる休暇をとりやすいような環境づくり。
 - 所定労働時間削減のため、ノー残業デーを設定する。
 - 学校行事、地区行事参加のために年次有給休暇の利用しやすい環境づくりを図る。
 - 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間〇日以上とする。
 - 職場体験を実施する。
 - 従業員の子どもの対象に、「子ども参観日」を実施する。
- ※従業員101人以上の場合
- ・男性の育児休業取得促進
 - ・数値目標
 - ・法律の規準を上回る項目
- いずれかが必要となります。

育児・介護休業規程の改定はお済みですか?

平成24年7月1日より
従業員100人以下の事業主にも適用になりました。

- (1)短時間勤務制度
- (2)所定外労働の制限
- (3)介護休暇

規程の確認や法改正などのアドバイスをします。
また希望に応じて、社会保険労務士を派遣します。

認証



認証のメリット

- 企業の取組内容を愛媛県ホームページ等で紹介します。企業の社会的イメージアップや優秀な人材確保につなげていくことが可能です。
- 認証マークを広告などに使用し、対外的にPRすることができます。
- 県の「家庭にやさしい企業支援のための助成金」が増額します。
- 金融機関とのタイアップによる低利融資制度が利用可能です。(審査あり)

※その他のメリットは、両立支援取組事例集をご覧ください

お問い合わせ・お申し込みは

社団法人
愛媛県法人会連合会

えひめ子育て応援企業認証サポート事業
愛媛県松山市大手町2-5-7
愛媛中小企業指導センター内

TEL : 089-933-5596 FAX : 089-947-4251
HP : <http://csc-ehime.jp/ehimeho/>

メルマガ配信中

登録は
ホームページから

